

「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称“盛土規制法”)」に関する 規制区域の指定の見込みについて

1 法改正の概要

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、令和4年5月27日付で「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」が公布された。

また、令和5年5月26日に「宅地造成等規制法」が改正、「宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)」が施行され、新たに宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定することとなりました。

2 規制区域

市内全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定します。なお、特定盛土等規制区域は指定しません。

3 指定日

令和7年4月1日(予定)

4 条例の取扱いについて

令和7年4月1日に、倉敷市埋立行為等の規制に関する条例を廃止し、また、倉敷市手数料条例については、改正したいと考えています。